第三十一条の次に次の一条を加える。

（原子力規制委員会等への報告）

第三十一条の二　許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、放射線障害が発生するおそれのある事故又は放射線障害が発生した事故その他の原子力規制委員会規則（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会規則又は国土交通省令、第十八条第五項の規定による届出に係る場合にあつては内閣府令。以下この条において同じ。）で定める事象が生じた場合においては、遅滞なく、原子力規制委員会規則で定めるところにより、事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会又は国土交通大臣、同項の規定による届出に係る場合にあつては都道府県公安委員会）に報告しなければならない。

第三十三条第一項中「、地震、火災その他の災害が起こつたことにより」、「（船舶又は航空機による運搬を含む。）」及び「。第三項において同じ。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「原子力規制委員会」の下に「（放射性同位元素又は放射性汚染物の工場又は事業所の外における運搬に係る場合にあつては、原子力規制委員会又は国土交通大臣）」を加え、同項を同条第三項とする。

第三章中第三十三条の二を第三十三条の三とし、第三十三条の次に次の一条を加える。

（廃棄に係る特例）

第三十三条の二　許可届出使用者及び許可廃棄業者が廃棄事業者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第五十一条の五第一項に規定する廃棄事業者をいう。以下この条において同じ。）にその廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物（これらの物が当該廃棄事業者の工場又は事業所に搬入された場合に限る。）は、この法律、原子炉等規制法その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質（原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質をいう。以下この条において同じ。）又は核燃料物質によつて汚染された物とみなす。

第三十五条第七項中「別表第一の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第八項中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第三十六条の二第二項中「別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類に応じ同表の下欄に掲げる」を「原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「別表第四」を「別表第一」に改める。

第四十一条の十六及び第四十一条の十八中「別表第四」を「別表第一」に、「別表第五」を「別表第二」に改める。

第四十一条の二十及び第四十一条の二十二中「別表第四」を「別表第一」に、「別表第六」を「別表第三」に改める。

第四十一条の二十四中「別表第四」を「別表第一」に、「別表第七」を「別表第四」に改める。

第四十一条の二十五中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第四十一条の二十六中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に、「別表第四」を「別表第一」に、「別表第八」を「別表第五」に改める。

第四十一条の二十七中「（次条において「登録申請者」という。）」を削る。

第四十一条の二十八中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第四」を「別表第一」に改める。

第四十一条の三十一中「（次条において「登録申請者」という。）」を削る。

第四十一条の三十二中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第二の上欄に掲げる資格講習の種類のいずれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる」を「第三十五条第八項の原子力規制委員会規則で定める」に改める。

第四十一条の三十五中「（次条において「登録申請者」という。）」を削る。

第四十一条の三十六中「登録申請者」を「前条の規定により登録の申請をした者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号中「別表第三の上欄に掲げる定期講習の種類のいずれかについて、同欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に掲げる」を「第三十六条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める」に改め、同条第二号ロ中「前号」を「イ」に改める。

第四十二条第一項及び第四十三条の二第一項中「第四項の」を「第三項の」に改める。

第四十五条の二第二号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の三第二項」に改める。

第四十九条第一項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の三第二項」に改める。

第五十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　第三十一条の二の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十五条第十一号中「、第三十二条若しくは第三十三条第三項」を「若しくは第三十二条」に改める。

別表第一から別表第三までを削り、別表第四を別表第一とし、別表第五から別表第八までを三表ずつ繰り上げる。

第五条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

放射性同位元素等の規制に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可（第三条―第十二条）
第三章　表示付認証機器等（第十二条の二―第十二条の七）
第四章　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄業者等の義務等（第十二条の八―第三十三条の三）
第五章　放射線取扱主任者等（第三十四条―第三十八条の三）
第六章　許可届出使用者等の責務（第三十八条の四）
第七章　登録認証機関等（第三十九条―第四十一条の四十六）
第八章　雑則（第四十二条―第五十条）
第九章　罰則（第五十一条―第六十一条）
第十章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十二条―第六十六条）
附則

第一条中「防止し」の下に「、及び特定放射性同位元素を防護して」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

第八章を第十章とする。